

安芸広域市町村圏事務組合職員定数条例

(平成 2 年 7 月 1 日 条例第 4 号)
改正 平成 3 年 3 月 28 日 条例第 1 号
平成 15 年 3 月 6 日 条例第 2 号
平成 16 年 12 月 27 日 条例第 1 号
平成 26 年 2 月 28 日 条例第 1 号
平成 28 年 3 月 15 日 条例第 3 号

安芸広域市町村圏事務組合同約第 9 条の規定に基づき、職員の定数を次のように定める。

- (1) 組合の事務局の職員 7 名
- (2) 組合の租税債権管理機構の職員 5 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 28 日 条例第 1 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 6 日 条例第 2 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 27 日 条例第 1 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 28 日 条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 15 日 条例第 3 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。